

新型コロナウイルス感染拡大期における季節調整について

標記について、前回の第 15 回分科会における委員からの御意見を踏まえ、各府省等から収集した情報を整理したところ、概要は以下のとおりである。

1 通常期における主な季節調整

月次又は四半期ごとの統計における季節調整については、通常、以下のような対応が取られていることが多い。

- ・ 季節調整法としては、事前調整機能がある X-12-ARIMA をおおむね採用している（前回分科会参照）。
- ・ 季節調整替え（季節調整値の改定）は、年に 1 回実施している場合が多い。
- ・ 季節調整の外れ値の設定については、上述の季節調整替えに併せて行われている場合が多いが、結果の公表時に随時設定している場合もある。
- ・ 設定する外れ値には、プログラムにより自動検出された外れ値[※]を機械的に用いる場合と、検出された外れ値を精査し、社会経済情勢の変化や制度変更等により設定理由を説明可能なもののみを用いる場合に分かれる。

※ 傾斜的水準変化 (RAMP : RP) は、プログラムにより自動検出されない点に注意が必要。

2 新型コロナウイルス感染拡大期における季節調整

新型コロナウイルスの感染拡大期における季節調整の外れ値設定については、通常期と異なり、年 1 回の設定を結果の公表時の随時設定に切り替えた例、外部有識者の意見を聴いた上で外れ値を設定した例が見られた。

3 公表及び記録

設定している外れ値が非公表の統計が数例あるほか、当該外れ値の設定理由が非公表の統計も見られた。なお、外れ値の決定調整手順などの対応については、いずれも担当部署内における引継ぎが実施されていた。

4 今後の作業方針（案）

今回得られた調査結果をさらに精査した上で、各府省における実行可能性に留意しつつ、社会経済情勢が今後大きく変動した場合の対応も含めた季節調整参考手順書（仮称）を取りまとめる。